

予防接種を受けましょう

問合 保健センター ☎23-1551

日本脳炎

対象・接種方法

第1期 生後6月～90月に至るまで(標準的には3歳から)

- ・初回接種 6日以上の間隔をおいて2回(標準的には6日～28日の間隔)
- ・追加接種 初回接種終了後6月以上の間隔をおいて1回(標準的にはおおむね1年後)

第2期 9歳以上13歳未満の間に1回

※平成12年4月2日～19年4月1日生まれの方は、20歳の誕生日の前日まで接種を受けることができます。母子健康手帳をご確認の上、不足分の接種を受けてください。

※平成19年4月2日～21年10月1日生まれの方で、第1期(3回)の接種を完了していない場合、9歳以上13歳未満の間に第1期不足分の接種を受けることができます。母子健康手帳をご確認の上、不足分の接種を受けてください。

麻しん・風しん混合ワクチン(MR)

対象

第1期 生後12月～24月に至るまで

第2期 平成26年4月2日～27年4月1日生まれの方

接種期間

第1期 2歳の誕生日の前日まで

第2期 令和3年3月31日まで

その他 次に該当する方は、上記へご相談ください。

- ・津島市が配布した予診票をお持ちでない方
- ・アレルギーや重い疾患がある方



予防接種の制度が一部変更されます

異なるワクチンの接種間隔について

令和2年10月1日から異なるワクチンの接種間隔が変わります。

- ・麻しん・風しん混合(MR混合)ワクチン、BCGワクチン、水痘ワクチンを接種した日から、MR混合ワクチン、BCGワクチン、水痘ワクチンの予防接種を行うまでの間隔は27日以上おくようになしてください。
- ・不活化ワクチンを接種する際の間隔制限は撤廃されました。
- ※同一種類のワクチンを接種する場合は、定められた間隔をあけて接種してください。
- ※ご不明な点は、上記へお問い合わせください。

ロタウイルスワクチンの定期接種化について

令和2年10月1日からロタウイルスワクチンが定期接種となります。

対象 令和2年8月1日以後に生まれた方

接種期間・接種方法

ワクチンは2種類あります。原則、同一のワクチンを接種してください。

- ・経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン(一価またはロタリックス)を接種する場合は、出生6週0日後から24週0日後までに27日以上の間隔をおいて2回経口投与。
 - ・五価経口弱毒生ロタウイルスワクチン(五価またはロタテック)を接種する場合は、出生6週0日後から32週0日後までに27日以上の間隔をおいて3回経口投与。
- ※初回接種については、生後2月に至った日から出生14週6日後までの間を標準的な期間として接種してください。出生15週0日後以降の初回接種については、安全性が確立されていません。医療機関でご相談ください。

その他 対象となる方には、生後2月になる前に予診票を送付します。

風しんの抗体検査を受けましょう

風しんの感染拡大防止のため、風しんの追加的対策を実施しています。市が発行するクーポン券を使い、抗体検査および予防接種を無料で受けることができます。

対象 津島市に住民登録のある昭和37年4月2日～54年4月1日に生まれた男性

実施期間 令和3年3月31日(水)まで

高齢者インフルエンザ予防接種

接種期間 10月15日(木)～令和3年1月31日(日)

接種場所 市内の指定医療機関および海部地域内の指定医療機関

対象

- ①津島市に住民登録があり、接種時に満65歳以上の方
- ②津島市に住民登録があり、接種時に満60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能または、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいがある方(身体障害者手帳1級相当)

※②に該当される方は事前に保健センター窓口で申請が必要です。身体障害者手帳を持参の上、10月1日(木)以降にお越しください。

接種費用 1,200円

※ただし、国や県の動向によっては変更となる場合があります。

※生活保護世帯は無料(事前に保健センター窓口で申請が必要です。印鑑と受給証明書を持参の上、10月1日(木)以降にお越しください)

接種回数 1回

その他 予診票は、基本的に医療機関に置いてあります。予診票がない場合は問い合わせ先へ。



今季は、新型コロナウイルス感染症の流行が懸念されます。インフルエンザとの同時感染を避けるため、高齢者の方は早めに予防接種を受けるようにしてください。

高齢者インフルエンザ予防接種指定医療機関一覧(市内)

※指定医療機関等の都合により変更になる場合があります。

医療機関名	所在地	電話番号	医療機関名	所在地	電話番号
あいち健康クリニック	藤里町	23-1212	田中こどもクリニック	米町	26-2409
安藤病院	唐臼町	31-4070	たやす腎クリニック	愛宕町	28-3711
井田医院	西柳原町	26-2676	つしまこどもアレルギークリニック	新開町	55-8718
稲川耳鼻咽喉科クリニック	東柳原町	26-3376	つしまセントラルクリニック	今市場町	55-9111
岡田クリニック	津島北新開	97-3329	津島中央病院	葉苅町	24-0111
奥村クリニック	申塚町	22-2600	津島リハビリテーション病院	南新開町	23-0120
加藤医院	宇治町	24-1515	坪内医院	江東町	28-6300
神守診療所	神守町	28-3650	はせ川外科	神守町	24-3370
クリニックつしま	百島町	28-7111	彦坂外科	東愛宕町	25-8355
くろかわ内科クリニック	神守町	22-2288	ひだかファミリークリニック	東柳原町	26-2220
後藤整形外科	南新開町	25-5511	平井クリニック	高台寺町	33-0888
篠田内科	藤浪町	25-6331	平野医院	西愛宕町	26-7584
ジュンクリニック	大和町	22-2333	松永医院	南門前町	26-2022
すぎのクリニック	元寺町	25-8122	八木澤耳鼻咽喉科	神守町	26-3877
杉山クリニック	中地町	26-2006	ワシノ医院	又吉町	26-2851
たご耳鼻咽喉科	蛭間町	24-3313			

※実施期間・接種曜日・接種時間は、各医療機関で異なりますので、予約の際などにご確認ください。

※愛西市、弥富市、あま市および海部郡内の指定医療機関は市ホームページに掲載してある医療機関一覧をご確認ください。ただくか、保健センターまでお問い合わせください。

財政健全化判断比率等の公表

地方公共団体の財政破綻を未然に防ぎ、財政の早期健全化、再生を促すため、各地方公共団体は、毎年、健全化判断比率および資金不足比率を算定し、公表することが義務付けられています。

令和元年度決算に基づき算定された津島市の健全化判断比率および資金不足比率は、下表のとおり、前年に引き続き、すべて基準を下回りました。

これからも行財政改革を徹底して行い、財政の健全化に努めてまいります。

問合せ 財政課財政G ☎55-9616

(単位：％)

◎健全化判断比率

		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和元年度	比率	－ (△7.86)	－ (△23.87)	4.5	27.7
	早期健全化基準	12.95	17.95	25.0	350.0
	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	
平成30年度	比率	－ (△7.79)	－ (△24.30)	5.0	31.3

※実質赤字額、連結実質赤字額がないため「－(該当なし)」で表示し、参考に黒字の比率を(△)で示す。

◎資金不足比率(経営健全化基準 20.0%)

(単位：％)

	市民病院事業会計	下水道事業会計	上水道事業会計
令和元年度	－ (△1.7)	－ (△109.6)	－ (△104.3)
平成30年度	－ (△0.7)	－ (△92.9)	－ (△110.3)

※資金不足比率がない会計は「－(該当なし)」で表示し、参考に資金剰余の比率を(△)で示す。

☆用語の説明

用語	説明
実質赤字比率	福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の普通会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示したもの(普通会計の赤字の割合)
連結実質赤字比率	すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示したもの(全ての会計の赤字の割合)
実質公債費比率	借入金の返済額およびこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示したものの(年間の収入に対して借入金の返済のために支払う額の割合)
将来負担比率	地方公共団体の一般会計の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもの(年間の収入に対して将来支払っていく可能性のある負担額の割合)
資金不足比率	公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すもの(年間の収入に対して不足している資金の割合)



津島市スポーツ少年団員募集

問合せ 社会教育課スポーツ振興G ☎55-9428



種目	対象	場所	練習日時	会費	申込・問合せ
剣道	小学生の男女	錬成館	火・金曜日 午後6時50分～8時	半年分 6,000円 PTA会費(半年分) 1,500円 新規加入金(保険料含む) 3,200円	鈴木 ☎090-3441-1615 日比 ☎090-8956-4893
野球		市内各小学校	土・日曜日、祝日 ※時間は各クラブで異なる	月額 1,300円～ (登録費・保険料等含む)	沖 ☎090-7430-7784
サッカー	幼児(3歳以上)から小学生の男女	東・西・南・北・神守・高台寺・神島田小学校、東公園グラウンド	土・日曜日、祝日 午前9時～正午	半年分(幼児) 6,000円 半年分(小学生) 12,000円 入団金 3,000円 (保険料、個人、団各種登録費含む)	藤波 ☎090-5875-9673
ボウリング	小・中・高校生の男女	サンガーデンボウリング	隔週土曜日 午前10時30分～正午 毎週土曜日 午後4時～5時30分 毎週水曜日 午後5時～6時30分	月額 2,000円 年会費 6,000円 (保険料、個人、団各種登録費含む) 新規加入金 6,000円 (ユニフォーム代含む)	浅野 (サンガーデンボウリング) ☎25-2211
バドミントン	幼児(3歳以上)から小・中学生の男女	高台寺小学校、近隣の体育館	月曜日 午後7時～9時 金曜日 午後7時～9時 土曜日 午前9時～正午	月額 3,000円 年会費 5,000円 (登録費・保険料等含む) 新規加入金 1,000円	山田 ☎090-3381-6812

ソフトテニス

(主催:市ソフトテニス協会、後援:市教育委員会)

大会・教室	開催日時	場所	参加資格	参加費等	申込	問合せ
レディースソフトテニス講習会	初心者 10月17日(土) 経験者 10月24日(土) 〔予備日 10月31日(土)〕 午前9時～11時	市営庭球場	市内在住 在勤の女性	1人 100円 (当日徴収)	開催 当日 まで	レディースソフトテニス協会 谷田 ☎26-7710
秋季ソフトテニス大会(一般男女・中学生以下男女・成壮年[35歳以上]・ジュニアの部)	10月18日(日) 〔予備日 10月25日(日)〕 午前9時		どなたでも	1ペア ・一般(市内在住在勤または協会会員)1,000円 ・一般(上記以外)1,500円 ・中学生以下、ジュニアは500円	10月13日(火)まで	ソフトテニス協会 垣見 ☎25-9845
秋季レディースソフトテニス大会	11月6日(金) 〔予備日 11月13日(金)〕 午前9時		市内在住 在勤の女性	1ペア 500円	10月30日(金)まで	レディースソフトテニス協会 谷田 ☎26-7710

10月は「クリーン排水推進月間」 および「浄化槽強調月間」です

問合 海部県民事務所環境保全課
☎24-2111
生活環境課環境保全G
☎55-9368



家庭から出る生活排水は、川や海を汚す主な原因となっています。
生活排水の発生量を減らすことや、浄化槽等で適切に処理することで、
持続可能な水利用にご協力ください。

生活排水を適切に処理するには

単独処理浄化槽は、トイレから出る排水(し尿)のみを処理するため、合併処理浄化槽に比べて、約8倍の量の汚れが排出されてしまいます。

浄化槽法の改正により、老朽化による破損や漏水により公衆衛生に支障をきたす恐れがある単独処理浄化槽は、今後撤去を求められる場合があります。

市では、汲み取り便所・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に対する補助を行っています。市ホームページで確認の上、環境負荷の小さい合併処理浄化槽への転換および下水道への接続をご検討ください。

浄化槽を正しく管理しましょう

合併処理浄化槽は、し尿と生活雑排水の両方を処理するため、水環境の保全に大きく貢献しています。しかし、適切な管理を行わなければ、本来の機能は発揮されません。

浄化槽法では浄化槽の所有者等を「浄化槽管理者」と定め、清掃・保守点検・法定検査を行う義務を課しています。

管理の内容	実施内容	実施業者または機関	連絡先	実施回数
清掃	浄化槽にたまった汚泥の汲み取り	エコ環境(株) (有)大政 尾西清掃(株) (有)吉川清掃社	☎0120-222-652 ☎25-7374 ☎26-2908 ☎26-4918	年1回以上
保守点検	浄化槽の稼働状況、調整、清掃時期の判定などの点検	愛知県知事の登録を受けた業者	問い合わせ先にご確認ください。	浄化槽の型式に応じて定められた回数(下表)
法定検査	浄化槽の外観検査や放流水の水質検査など	(一社)愛知県浄化槽協会	☎052-481-7160	年1回

生活雑排水の汚れを減らすには

家庭の台所や洗濯、風呂等から出る排水(生活雑排水)について、次の取り組みを実践しましょう。

台所

- ・食材は必要な分だけ購入し、無駄なく食べきることで、食べ残し・飲み残しを減らす。
- ・流し台の三角コーナーや排水口に水切りネット等を取り付け、調理くずを流さないようにする。
- ・お米のとぎ汁は、床掃除や家庭菜園の肥料として用いる。
- ・使用済み油は、新聞紙等に吸わせるか、凝固剤で固めるか、鹿伏免最終処分場に搬入する。

洗濯、風呂

- ・洗濯洗剤やシャンプー等は適量を使う。

	処理方式	回数
合併	分離接触ばっ気方式 (20人槽以下)	4か月に1回以上
	嫌気ろ床接触ばっ気方式 (20人槽以下)	
単独	全ばっ気方式 (20人槽以下)	3か月に1回以上
	分離ばっ気方式 (20人槽以下)	4か月に1回以上
	散水ろ床方式	6か月に1回以上
	平面酸化床方式	
	地下砂ろ過方式	

秋の安全なまちづくり県民運動

10月11日(日)～20日(火)

【年間取組事項】

住宅を対象とした侵入盗の防止

- ・在宅、不在を問わず、ドアのカギをかけ、ドアはツーロックに、窓には補助錠を付けましょう。
- ・留守がわからないように新聞、洗濯物を放置せず、夕方外出時は門灯や室内灯を付けておきましょう。
- ・不審者を寄せ付けないよう、地域ぐるみであいさつや声かけをしましょう。

【その他の取組事項】

特殊詐欺の被害防止

裁判所の答弁書等を装う架空請求詐欺が急増しています。答弁書等がはがきや普通郵便で送付されることはありません。送られた封書には公的機関のような名称が記載されていますが公的機関とは無関係です。心当たりのない封書が届いたら詐欺を疑い、慌てず最寄りの警察署や家族に相談をしましょう。

自動車盗の防止

リレーアタックによる車両盗難に気をつけましょう。リレーアタックとは、スマートキーの電波を利用した新たな盗難方法です。「玄関先には、スマートキーを置かない」「常にスマートキーから電波をカットする防犯グッズを活用する」などの対策をして盗難を防ぎましょう。

子どもと女性の犯罪被害防止

- ・子どもを1人で遊ばせないようにしましょう。
- ・防犯ブザーを携帯し、常に使える状態にしておきましょう。
- ・女性の一人暮らしを悟られないようにしましょう。
- ・ながらスマホはやめましょう。
- ・明るい道を歩きましょう。

暴力追放運動の推進

暴力追放運動の三ない運動+1の「利用しない」「恐れない」「金を出させない」「交際しない」を実践するとともに、暴力を許さない環境をつくりましょう。

問合せ 市民協働課交通防犯G ☎55-9298

10月は「里親月間」です

里親とは、様々な事情により自分の家庭で暮らせなくなった子どもを迎え入れて養育する方のことです。

愛知県では、里親になってくださる方を募集しています。詳しくは下記へ。

問合せ・相談先 愛知県海部児童・障害者相談センター
☎25-8118

愛知県男女共同参画月間

10月1日(木)～31日(土)



愛知県では、毎年10月を男女共同参画月間と定めています。この機会にパネル展示をしますので、ぜひご覧ください。

テーマ

「暮らし方の国際比較—日本と世界
ジェンダーの視点から」

期間 10月1日(木)～29日(木)

午前8時30分～午後5時15分

※ただし、初日は午前10時から、最終日は午後3時まで

場所 市役所1階ロビー

問合せ 人権推進課人権同和・男女参画G ☎55-9364

行政相談週間 10月19日(月)～25日(日)

総務省では、国が行っている仕事について、皆さんから苦情や意見・要望をお受けする「行政相談」を無料で行っています。

一日合同行政相談所

日時 10月14日(水) 午前10時～午後3時

場所 ナディアパーク3階デザインホール(名古屋市中区)

問合せ 総務省中部管区行政評価局

☎052-972-7415

放置自転車クリーンキャンペーン

11月1日(日)～30日(月)

困ります! 自転車置きざり 知らんぷり

11月上旬に、放置自転車の撤去を行います。

市では、市営自転車駐車場などに放置されている自転車の調査を行い、一定期間経過後も放置されている自転車について、撤去・移動保管を行い、約6カ月の保管期間経過後に処分をします。

自転車の路上放置は、歩行者の通行を妨げ、交通事故の要因になります。また、救急車や消防車などの緊急車両の活動の障害にもなります。

目的地からちょっと離れていても自転車駐車場を利用し、一人ひとりの心がけで良好な都市環境の確保を図りましょう。

自転車利用のルール

- ・自転車は、防犯登録をしましょう。
- ・交通ルールを守り、安全運転をしましょう。
- ・自転車保険に加入しましょう。

問合せ 市民協働課交通防犯G ☎55-9298